

◎新潟県教育委員会訓令第2号

教育庁本庁  
出先機関  
教育機関  
県立学校

新潟県教育委員会事務委任規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から実施する。

令和4年3月29日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| (教育機関の長への委任)<br><b>第5条</b> 教育財産の目的外使用の許可をすることは、<br>教育機関の長に委任する。 | (教育機関の長への委任)<br><b>第5条</b> 教育財産の目的外使用の許可をすることは、<br>教育機関の長 <u>(近代美術館万代島美術館長を含む。)</u> に委任する。 |
| 2 (略)   | 2 (略)  |